

# 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和2年9月12日  
国土交通省  
自動車局

事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う運行管理者については、道路運送法（昭和26年第183号）第44条第1項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第46条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた（公財）運行管理者試験センターが運行管理者試験の事務を行っております。現在、運行管理者試験は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の10及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第29条に基づき、筆記の方法で行うことが定められております。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、運行管理者試験会場における受験者間の距離を確保するための試験室数の増加及びそれに伴う試験監督員の増員に係る経費等、試験実施経費が高騰しており、現在の運行管理者試験に係る手数料では、これらの高騰する経費を賄うことが難しい状況となっております。

そこで、試験実施経費の削減及び受験者の利便の増進のため、試験方法として、従来の方法に加え、コンピュータを利用して実施する試験方式（CBT方式）を導入することから、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正することといたします。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

## <意見募集要領>

### 1. 意見募集対象

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案について（別紙）

### 2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

### 3. 意見募集期間

令和2年9月12日（土）～令和2年10月11日（日）（必着）

#### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

##### ① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

##### ② 電子メール

メールアドレス [hqt-jidoshaannseikouhou@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jidoshaannseikouhou@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

##### ③ FAX

FAX番号 03-5253-1638

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

##### ④ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

#### 5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

#### 6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課 倉持・鎌塚

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41633）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令  
案の制定に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	